

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課
】

2

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 7 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育文化委員会」を「都市ブランド教育委員会」に、「保健福祉委員会」を「保健福祉子ども委員会」に、「環境水道委員会」を「環境水道防災委員会」に、「建設建築委員会」を「都市戦略整備委員会」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された教育文化委員会、保健福祉委員会、環境水道委員会又は建設建築委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の第 2 条の規定により設置された都市ブランド教育委員会、保健福祉子ども委員会、環境水道防災委員会又は都市戦略整備委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、北九州市議会委員会条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の第 2 条の規定により設置された教育文化委員会、保健福祉委員会、環境水道委員会又は建設建築委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された教育文化委員会、保健福祉委員会、環境水道委員会又は建設建築委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の第 2 条の規定により設置された都市ブランド教育委員会、保健福祉子ども委員会、環境水道防災委員会又は都市戦略整備委員会に付託されたものとみなす。